

## 「教育・保育施設の利用定員の設定について」の概要説明

### 1 所掌事務 ～ 4 利用定員の考え方

羽村市子ども・子育て会議では、「子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に掲げる事務の処理と、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策の重要事項に関し、調査審議する。」こととなっています。

本件は、令和 3 年 4 月より市内のさかえ幼稚園、富士学院幼稚園の 2 園が子ども・子育て支援法による施設型給付を受ける幼稚園へ移行するため、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員を定める必要があるためご意見を伺うものです。

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法等、各法により認可を受けている施設について、子ども・子育て支援事業計画に照らし合わせ、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなります。

認可定員とは、学校教育法や児童福祉法に基づき、園の面積や職員の配置基準をもとに設定されるものです。

利用定員は、子ども・子育て支援法に基づき設定する定員で、給付費の根拠となるものです。

利用定員の設定にあたって留意する事項は以下のとおりです。

- ・利用定員は、園の意向を踏まえ、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを

踏まえ設定する。

- ・利用定員は、各施設の認可定員を上限に、認可定員の範囲内で設定する。
- ・利用定員は、認可定員と一致させることを基本とするが、実際の入所児童数が認可定員を下回る施設については、認可定員より少ない人数での利用定員の設定を可能とする。
- ・園児の受入れは、利用定員を上限とすることが原則となるが、現在、利用している園児の在籍を担保するため等、合理的な理由がある場合には上限を超えて受け入れることも可能とする。

## **5 令和3年4月利用定員設定施設**

### ①さかえ幼稚園

さかえ幼稚園は、認可定員が360人（満3歳児60人、3歳児100人、4歳児100人、5歳児100人）となっていますが、最近3か年の利用者数を見ると、年々減少傾向にあることから、利用定員を180人（満3歳児9人、3歳児51人、4歳児60人、5歳児60人）に設定するものです。

### ②富士学院幼稚園

富士学院幼稚園は、認可定員が280人（満3歳児20人、3歳児80人、4歳児90人、5歳児90人）となっていますが、最近3か年の利用者数をみると、さかえ幼稚園同様、年々減少傾向にあることから、利用定員を90人（満3歳児5人、3歳児25人、4歳児30人、5歳児30人）に設定するものです。

市では、今回の利用定員の設定は、園の意向を反映したものであり、近年の利用実績の状況や今後の見込みなどから妥当なものとして捉えております。